

第10次草津市交通安全計画（案）にかかる

パブリックコメントの募集について

草津市交通安全計画については、昭和45年6月に制定された交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、市内における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、これまで9次にわたり策定し、計画に沿って各種施策を進めてきました。本年7月に、第10次滋賀県交通安全計画が策定されたことをうけ、草津市の交通安全に関して、平成28年度から平成32年度までの5年間に重点的に取り組んでいく基本方向と講ずべき施策をまとめたものであります。

この度、「第10次草津市交通安全計画」の原案がまとまりましたので、皆さんの御意見を伺うため、パブリックコメントを募集します。皆さんの御意見をお待ちしております。

1 意見募集内容について

計画の概要は、以下のとおりです。

2 意見募集期間

平成28年12月20日（火）から平成29年1月19日（木）まで（予定）

■基本理念

『交通事故のない草津市を目指して』

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが重要であることから、人命尊重の理念に基づき、交通事故の減少に積極的に取り組み、究極的には交通事故のない草津市を目指す。

■道路交通の安全対策を進める視点

- 1 高齢者および子どもの安全確保
- 2 歩行者および自転車の安全確保
- 3 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

■道路交通に関する安全施策

7つの柱となる施策を設定し、「重点アクションプラン」で具体的な取組みを推進することで、交通事故の減少を図る。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 道路交通環境の整備 | 5 道路交通秩序の維持 |
| 2 交通安全思想の普及徹底 | 6 救助・救急活動の充実 |
| 3 安全運転の徹底 | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 4 車両の安全性確保の推進 | |

3 意見の提出方法について

御意見については、下記のとおり提出してください。提出にあたって、氏名（団体・企業の場合は、団体・企業名）、住所、電話（ファクス）番号を記入してください。
なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。

提出先

草津市都市計画部交通政策課あて

- (1) 窓口：草津市都市計画部交通政策課（草津市役所4階）
- (2) 郵送：〒525-8588〔所在地記載不要〕交通政策課あて
- (3) ファックス：077-561-2486
- (4) Eメール：kotsu@city.kusatsu.lg.jp

資料の閲覧場所

草津市役所（交通政策課、情報公開室）、各市民センター、人権センター、各隣保館、図書館、南草津図書館、市ホームページなど

※各施設の閉館日におきましては閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※交通政策課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができませんが、市役所守衛室において閲覧が可能です。

4 パブリックコメントへの対応について

提出いただいた御意見は、内容を検討のうえ、計画策定の参考とさせていただきます。また、御意見の概要とそれに対する市の考え方については、市のホームページにて公表いたします。なお、個別の御意見に対して直接回答はいたしませんので、御了承ください。

5 個人情報について

御意見の提出に伴う氏名、住所等の個人情報につきましては、他の目的での利用、もしくは他への提供はしないとともに、適正に管理いたします。

6 問い合わせ先について

この件に関してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

電話 077-561-2343（交通政策課）
077-563-1234（草津市役所代表）

※お電話によるお問い合わせの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜、日曜、祝日を除く）

ファクス 077-561-2486（交通政策課あて）

Eメール kotsu@city.kusatsu.lg.jp